

海外展開支援融資ファシリティ実施要領骨子

(中堅・中小企業の海外展開支援等)

1. 借入人：

本要領 2. (1) の対象案件：中堅企業・中小企業者（株式会社国際協力銀行業務方法書に規定するもの、以下同様）、中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等

本要領 2. (2) の対象案件：中堅企業・中小企業者、我が国の法人等が出資する外国法人等（邦銀海外現法を含む）

2. 対象案件：

(1) 投資金融（「海外展開支援融資ファシリティ実施要領骨子（資源・エネルギーの確保・開発の促進、海外 M&A の支援）」の対象案件、及び我が国の法人等が出資する外国法人等による第三国輸出や進出先国での販売支援のための投資金融案件（ローカル・バイヤーズ・クレジット）を除く）の対象であって、中堅企業・中小企業者の海外展開支援に資する案件。

(2) 投資金融（資源金融を除く）の対象であって、大規模自然災害や暴動等、事業者の責めに帰すことのできない事由により、急激な売上げの減少等、安定的な事業継続への支障が広範囲の進出日系企業に及んでいる開発途上地域に進出している日系企業に係る案件。

3. 通貨：原則米ドル。

4. 融資割合：融資総額全体の 7 割以下（但し、本要領 2. (2) の対象案件で借入人が中堅企業・中小企業者以外の我が国の法人等が出資する外国法人等となる場合は融資総額全体の 6 割以下）

5. 適用金利：ベース金利に与信先の信用力見合いのプレミアムを上乗せ。但し、借入人が中堅企業・中小企業者又は中堅企業・中小企業者が出資する外国法人等の場合は、信用力見合いのプレミアムの上限を 31.25bp とする。

6. 融資承諾期限：平成 30 年 6 月末日

7. 貸出実行期限：融資承諾日より 2 年以内

8. 償還期間：個別に決定

9. その他の融資条件：個別に決定

以上